



国立大学の法人化の作業スケジュール（案）

(注) 1. 本資料は、本年6月の「国立大学の法人化と教員・事務職員等の非公務員化を平成16年度を目途に開始する」との閣議決定以降の主な作業スケジュールを整理したものであり、今後の政府部内調整、国会審議、国立大学協会等での準備など種々の状況に応じ適宜修正する必要がある未定稿の資料である。
2. 「◎」は主に文部科学省本省の作業を、「○」は主に各大学の作業を、「◇」は主に国立大学協会の作業を示す。なお、国立大学協会は、関連して、国立大学法人化後の国立大学の新しい連合組織のあり方についても別途検討中。

日程	法案及び組織・業務関係	目標・計画・評価関係	財務会計関係	人事関係
6月	閣議決定「国立大学の法人化と教員・事務職員等の非公務員化を平成16年度を目途に開始する」			
7月	◎文部科学省において 法案等を検討 ・設置者概念の整理 ・立法形式の整理 ・関係条文の作成 ・他の設置法機関の在り方の検討 等	◎文部科学省において 各種指針等を検討 ・中期目標の作成指針 ・中期計画の作成指針 ・年度計画の作成指針 ・業績評価の方法 ・業績評価の体制 等	◎文部科学省において各種仕組みを検討 ・運営費交付金の算定方式 ・会計基準の策定、電算処理システムの開発・整備 ・各大学ごとの出資財産の範囲の確定・評価方法 ・長期借入金（既存債務・新規借入）の仕組み ・施設費の配分・積算方法 ・学生納付金の設定方法 等	◇国立大学協会において 各種指針等を検討 ・給与関係 ・サービス関係 ・退職手当関係 ・職員採用関係 ・労働安全衛生関係等
8月	(並行して)	(並行して)	(並行して) ◎国大協等との調整 (◇) ◎関係省庁との調整	(並行して)
9月	◎国大協等との調整 (◇) ◎関係省庁との調整 ◎法制局による審査	◎国大協等関係者との調整 (◇) ○各大学でも中期目標等の原案、学内評価体制等を検討	(8月下旬) ◎「会計基準(案)及び注解(中間報告)」を取りまとめ	○各大学で人事の仕組みを見直し ◎協会の要請で文部科学省も作業協力
10月	◎その他関係方面との調整	◎関係省庁との調整	(9月下旬) ◎電算処理システムの機能要件を整理	◎関係省庁との調整
11月	(11月上旬) ◇国大協が法制的検討上の重要論点を整理	(11月上旬) ◎中期目標等の記載事項(検討案)を作成	(11月上旬) ◇国大協が会計規程イメージ案を作成	(11月中旬) ◇国大協が各大学へ人事制度の参考事項等を提供
12月	(引き続き) ◎国大協等との調整 (◇) ◎関係省庁との調整 ◎法制局による審査	(引き続き) ◎国大協との調整 (◇) ◎評価機構との調整 ◎関係省庁との調整	○各大学でシステム仕様書を検討開始	○引き続き各大学において人事の在り方を検討
15年1月	◎その他関係方面との調整	◎中期目標等の記載事項(案)等を各大学に提示	◎出資財産の評価方針を整理	

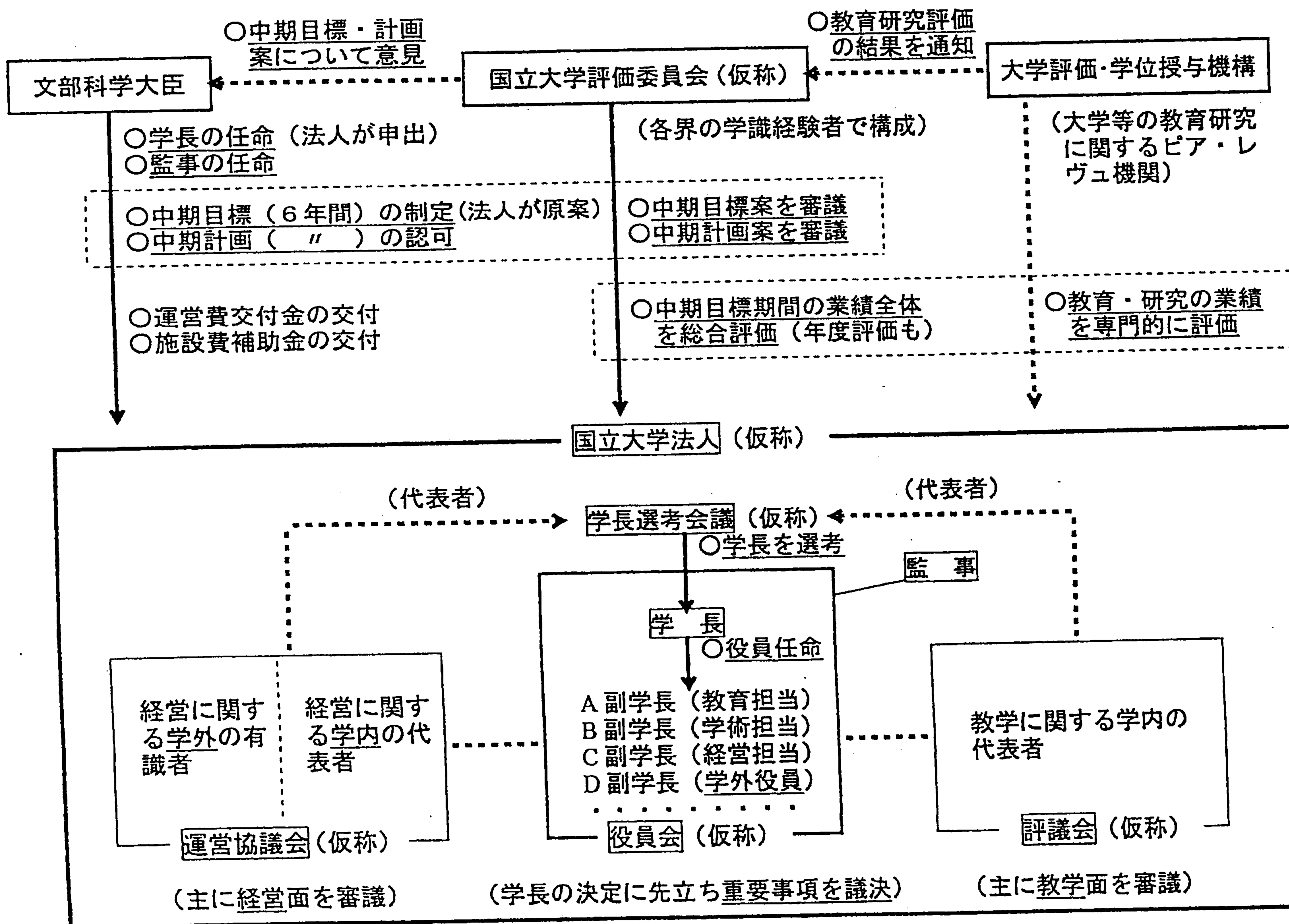




国立大学法人（仮称）の仕組みの概要


未定稿

(注) この資料は、国立大学法人（仮称）について、「新しい「国立大学法人」像について」（平成14年3月「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」最終報告）に基づき、現時点における実務的な検討の状況を踏まえ、その仕組みの概要を便宜整理したものである。したがって、今後、政府部内の調整や国会における法案の審議等の状況を踏まえ、適宜修正する可能性がある未定稿の資料である。



- ① 大学毎に法人化
→大学としての自律的な運営基盤を確保
- ② 目標等の明確化
→目標等に基づく戦略的運営の実現と個性化
- ③ 役員会制の導入
→トップ・マネジメントによる全学的運営を実現
- ④ 学外者の参画
→学外者によるモニタリングと説明責任を重視した運営
- ⑤ 非公務員型
→能力重視の弾力的な人事システムに移行
- ⑥ 第三者評価
→事前規制から事後チェックシステムに移行
- ⑦ 大学の自主性
→学長選考や目標設定で大学の特性・自主性を考慮

(1) 運営組織等の概要



・運営協議会・評議会の代表者(各同数)で構成。
 ・運営協議会代表者には学外者を必ず含む。

・各法人毎に2名。
 ・文部科学大臣が任命。
 ・学外者を必ず含む。

・法人を代表し、業務を総理。
 ・任期については更に検討。


○主に「経営面」を審議
 ・委員は学長が任命
 ・相当数の学外者を含む。
 ・具体的な構成・審議事項は更に検討。

○学長の決定に先立ち重要事項を議決
 ・役員数は、教職員数、職務分掌、再編統合状況等を考慮し法人毎に法定。
 ・副学長には学外者を必ず含む。
 ・役員名称、具体的な議決事項は更に検討。

○主に「教学面」を審議
 ・役員、教育研究上の重要組織の長等のうちから、学長が任命。
 ・具体的な構成・審議事項は更に検討。

(2) 目標・計画・評価の概要

法律の運用に当たっては、大学の教育研究の特性を踏まえ、大学の自主性・自律性を十分に尊重。



(3) 人事システムの概要

(調査検討会議最終報告及び国立大学協会法人化特別委員会資料を参考に作成)

勤務時間管理

○労働基準法に則り、勤務時間に関する規定を就業規則に整備

- ・フレックスタイム制、サバティカル・リープ等の導入を各法人で必要に応じ検討。
- ・裁量労働制は、兼職兼業の緩和、勤務時間管理の弾力化等との関係を考慮し検討。

兼職・兼業

○非公務員型を踏まえ各法人で取扱いを緩和

- ・勤務時間内に従事する兼職兼業の範囲を各法人の判断で拡大。
- 例) ・大学管理特許の実施に係る技術指導
 - ・審議会・各種委員会の委員
 - ・学内活動を目的とする法人等の役員
- ・勤務時間外での兼職兼業の範囲を拡大
 - ・利益相反・責務相反の問題がないこと等現行承認基準を参考に産学官連携推進等の観点から各法人で検討。
 - ・学長が承認。営利企業役員については承認状況を公表。
- ・その他勤務時間帯の取扱いの弾力化、短時間勤務(週3日勤務、年間9ヶ月勤務等)について各大学で検討。

倫理保持

○各法人の責任で国家公務員に準じた取扱い(国家公務員倫理法による)

- ・「利害関係者」を見直す(学生は受験生及び懲戒学生等に限定する等)など、大学の特性を踏まえ一部取扱いを緩和。

国立大学法人(仮称)

基本的な枠組み

◎任命権が学長に一元化

- ・全ての役員(監事を除く)及び職員の任命権が、文部科学大臣から各学長に移管。
- ・幹部事務職員を含めて、各学長の判断と責任において人事を実施。

◎「非公務員型」を選択

- ・国家公務員制度下の各種規制が撤廃。(一部「みなし公務員」の扱い等)
- ・各法人が独自に柔軟な人事システムを構築。
- ・各構成員の自覚と責任による運営。

職員の採用

○各大学の独自の基準と判断で実施

- ・各大学で独自採用方法(職種、試験、面接等)。
- ・民間からの採用など多様性ある採用。
- ・一般事務職員の採用共通試験の導入を検討。
- ・16年度は公務員試験の活用等暫定措置を検討。

給与

○各法人で給与支給基準を決定し、大臣に届出・公表
(法人の業績を考慮し、社会一般の情勢に適合する必要)

- ・各法人の教育研究内容・組織の種類・規模等を反映した独自性・多様性ある基準を決定。
- ・職員の業績を反映したインセンティブ給与部分を措置。
- ・選択的年棒制、ワークシェアリング対応、民間人材登用の際の弾力的給与格付け等に積極的に対応。
- ・各法人の判断で一定の移行期間も考慮。

退職手当

○各法人で退職手当支給基準を決定し、大臣に届出・公表

- ・運営費交付金算定対象職員は、全額を毎年の運営費交付金で措置。(国家公務員の退職金基準を超える額を支給する場合は、各法人の引当金で措置)
- ・外部資金による雇用者は、各法人の引当金で措置。

○承継職員、国立大学間異動、国・地方自治体、他の独立行政法人との間の異動等の場合に在職期間を通算。

人員管理

○給与等の人件費総額の管理状況を国立大学評価委員会(仮称)が慎重・厳正に評価

(4) 財務構造の概要

国立大学法人(仮称)の収入

